## 補助金調書

補助金名	新歩行空間整備	補助金		担当課 (連絡先)	道路下水道局計画部道路計画 (TEL 711-4462)		
交 付 先	個人	工作物等の所有者		区分	建設費	に対する補助	助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通年			
(公募の場合) 応募要件	工作物等の所有者						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度		度 経過年数	15	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	者の協力が得らった。 行うなど、市民と	整備事業」は、市民 れる民有地等を無 共働による歩行空 在する工作物等の	₹償で借地し, 空間の確保を	市が歩行 図る事業	テ空間として である。歩ん	整備や維持 行空間の整何	宇管理を 備の際,
補助金の終期	令和2 年	■度 延長回数	1				
終期を延長する 理由	市管理道路における歩道の設置割合は低く、歩道整備の要望は多数寄せられており、制度開始時の目的が達成されていない。 よって、補助金の交付実績は各年ではないものの、相談は寄せられていることから、 補助金制度を継続し、整備促進を図るもの。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 歩行空間として使用するうえで、支障となる物件については、簡易な工作物まで その他を限度とし、撤去或いは移設の費用について福岡市が補助する。 ただし、大規模な工作物や家屋等は対象とならない。						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準		4、再交付の配分基準	生・審査基準】 ―				
	当該年度	前年	前年度		度	前々々年度	
【下段: 決算】	2,000	件   0     1 千円	件 0 千円	0	件 0 千円	0	件 0 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	<u> </u>						
補助金交付による効果	通学路など、歩行者が多い生活道路において、地権者の協力が得られる民有地等の借地に伴う工作物の移設等にかかる費用を補助することにより、歩行空間整備を促進し、交通安全環境の向上を図る。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。